

同和問題解決の主体性を欠如させられた行政

今回は、「部会報告書」（地域改善対策協議会基本問題検討部会報告書）で同和問題解決に向けて基本的課題としてあげられた5つのうち3、4、5を中心に広島県教育について見ていきましょう。同和問題解決に向けての基本的課題、5つを再掲します。重要部分を【 】で引用します。（傍線：筆者）

1. 同和問題について自由な意見交換のできる環境づくり
2. 同和問題に関する広報の在り方
3. 行政の主体性の確立と行政運営の適正化
4. えせ同和行為の排除
5. 同和関係者の自立、向上の精神のかん養とこれまでの行政施策等

【 3 行政の主体性の確立と行政運営の適正化

行政機関が、確固たる主体性を堅持して、適正な行政運営を行うべきことは、行政一般に当然求められることであるが、特に地域改善行政においては、この姿勢が貫かれなければ、新たな差別感を行政機関自らが創り出すこととなり、同和問題の解決に逆行する結果となる。行政機関の厳然たる姿勢が基本とされねばならない。しかしながら、現在のところ、一部に、行政としての主体性の欠如から、不適切な行政運営の事例がみられることは、はなはだ遺憾である。例えば、民間運動団体に補助金等を支出して
いながら、その適正な執行について十分な監督を実施していない例があること、個人給付的施策の対象者の資格審査が民間運動団体任せとなっており行政機関が資格審査を十分行っていない例や団体に加入していない同和関係者の施策の適用が結果として排除されるという例があること、
公的施設の運営が特定の民間運動団体に独占的に利用されている例がみられること、各種の相談員、指導員の人選が民間運動団体任せになっている例があること等である。また、地域改善行政の運営に不適切な実態がみられながら、従来、国及び地方公共団体の監査、検査の機能が十分発揮されてこなかったということは、それ

自体、行政としての主体性の欠如を示すものである。】

【 (1) 行政の主体性の欠如、不適切な行政運営の原因

行政としての主体性が確立されず、不適切な行政運営の実態がみられる原因としては、まず、行政職員が民間運動団体の威圧的な態度を恐れるとともに、激しい確認・糾弾や暴力行為、脅迫を受けるのではないかという不安を持っていることが考えられる。また、行政職員の間にかつての経緯等から「あきらめ主義」や「事なかれ主義」があり、地域改善行政を特別視する傾向があること、同和問題についての行政職員の理解や認識が十分ではないことも原因となつていよう。】

【 (2) 適正化のための方策

第1に、行政機関においては、民間運動団体との関係について見直しを行うことが必要である。例えば、民間運動団体と行政との望ましい関係の在り方の基準や行政としての主体性を確立するためのチェックポイントを明らかにすることは、今後の行政運営の適正化にとって有効なものとなろう。】

【 4 えせ同和行為の排除

いわゆるえせ同和団体やえせ同和行為の横行は、今日、重大な社会問題であり、また、同和問題の国民的理解を妨げる大きな要因である。えせ同和行為とは、何らかの利権を得るため同和問題を口実にして企業・行政機関等へ不当な圧力をかける問題行為である。一昨年の地対協意見具申では、えせ同和団体の排除が指摘されたところであるが、えせ同和行為の中には、既存の民間運動団体の構成員によって行われるものもあり、排除の対象としては、それも含めて、えせ同和団体ではなく、えせ同和行為としていくべきである。

えせ同和行為が横行する原因としては、同和問題はこわい問題であるという意識が企業・行政機関等にあり、不当な要求でも安易に金銭等で解決しようという体質があること等が挙げられる。また、「同和は金になる」という風潮が一部にみられることや地域改善行政におけるあいまいな運用もえせ同和行為横行の背景となっている。えせ同和行為の横行を排除するための具体的方策としては、(1) 企業・行政機関等においては団体からの不当な要求については、断固として断り、また、不法行為については、警察当局に通報する等厳格な対処で臨む姿勢が必要であること、(2) 民間運動団体については、えせ同和行為排除のための自律機能や自浄能力を高めること、(3) 行政機関としては、企業・行政機関等の望ましい対応について積極的な啓発活動を展開すること、また、不法行為に対しては的確な警察措置が採られている現実を明らかにすることも重要である。】

【 5 同和関係者の自立、向上の精神のかん養とこれまでの行政施策等

同和関係者の自立、向上の精神のかん養が同和問題の解決の基礎条件であることは、既に述べたが、現在の行政施策の内容や運用をみると、必ずしも同和関係者の自立という視点が徹底されていない面がみられるので、このような視点からこれまでの行政施策等を再評価してみる必要がある。】

【 (1) 同和関係者の自立、向上という視点からの行政施策等の評価

行政施策については、同和関係者の生活水準や生産水準を高め、生活の自立を促すという効果を持った反面、同和関係者の自立意欲を阻害している要素も多分にある。個人給付的施策の安易な適用や一般低所得者対策等と均衡を失するような施策の存在は、結果として、同和関係者の自立意欲を阻害する一因ともなっている。自分が同和関係者であれば、いつまでも特別な施策の対象者になるのだという意識が醸成されれば、同和関係者の自立性の基盤はいつまでたっても形成されないことになる。のみならず、経済的に豊かであるのに同和関係者だからという理由で特別な給付が受けられるということは、新たな差別感を生む要素となるおそれがあることにも十分配慮すべきである。

こうした観点からみると、単に個人給付的施策ばかりでなく、一部にみられる特別な納税行動や税の減免制度、低額所得者向けの施策住宅等の中においても、立地条件、建設年度、住戸規模等からみて、なお、著しく均衡を失った低家賃の実態があることも問題である。

また、民間運動団体については、これまでの活動が構成員に誇りを自覚させるというプラスの効果を持った反面、差別又はそれに対する補償を過度に強調することは、同和関係者の自立、向上精神のかん養にとって阻害要因となっている面もある。さらに、民間運動団体がその強硬な態度により、個別施策の実施やその適用を左右してきたことは、結果として、同和関係者の行政への依存体質を強めてきた面もあることも反省されねばならない。】

【 (2) 改善方策

個人給付的施策については、同和地区の実態の改善が進み、社会福祉等の一般対策も整備されているのであるから、原則として廃止し、一般対策の中で対応する方向で検討すべきであり、なお、例外的に認められるべき個人給付的施策としては、自立の促進に役立つことが明白であるもの等真に必要なものに限定するとともに、対象者の資格の厳正な認定を行う必要がある。さらに、必要に応じ所得制限を導入する等により、施策の安易な適用を排除すべきである。その他、税等の関連制度においても同和関係者の自立意欲を阻害する不合理な特例は廃止すべきである。

一方、同和関係者が自立し易い環境をつくるという点では、もちろん、国民に対し啓発を行い、差別意識の解消を促進することは極めて重要な課題であり、今後とも積極的に推進しなければならない。】

この他にも重要な指摘があります。二つ紹介します。

一つは、同和問題解決を妨げる諸要因を解消することが基礎的条件として、諸要因を次のように書いています。

【運動団体の行き過ぎた活動等からくる同和関係者、同和地区に対する好ましくないイメージの形成等の諸要因があり、これが、因となり果となり相互に作用して、社会的偏見の解消が妨げられてきた。】

もう一つも、民間運動団体の問題点についての指摘です。

【民間運動団体が国民に対し、誤解や不信感を与えるような行動形態をとり続けていけば、国民が同和問題を正しく理解することは困難となる。のみならず、民間運動団体の行動形態や民間運動団体間の激しい対立抗争が、国民の間に不安と反感を招来し、新たな差別意識を生む一因ともなる。民間運動団体については、批判は批判として素直に受け止めるという謙虚な姿勢が切に望まれる。民間運動団体にそういう姿勢がなければ、運動の国民的広がりを勝ち得ることはできないであろう。】

部会報告書では、民間運動団体と書かれていますが、部落解放同盟のことで、行き過ぎた活動というのは「糾弾闘争」のことです。

<主体性はこうして欠如させられた>

部会報告と広島の問題を重ねて見ていきましょう。

まず、「八者懇談会合意文書」についてです。「行政の主体性の確立」が同和問題解決のための基本的課題としてあげられていますが、知事、議会議長、県教育長が5者協（解放同盟、広同教・高同教、広教組・高教組）と「合意文書」を交わすこと自体が主体性を放棄、欠如しているといえます。解放同盟は、社会党（当時）を支持し、組織内から市町村議会や県議会、あるいは国政選挙へ候補者を出し、盛んに選挙運動をしています。また「部落解放基本法」の制定を目指すなど政治活動も行っています。あるいは「59 意見具申」で、国民にこわい問題との意識を生じさせ、同和問題が国民的課題として定着しない原因として、「糾弾」が指摘されていますが、その糾弾闘争を行っている団体です。中立性の堅持を求められている行政が、このような団体と「合意文書」を結ぶこと事態、不適切です。ましてや「連携」するこ

とは以ての外です。

また、議長「要請書」や吉岡教育長発言、戸田県議に対して、抗議文や見解を教育事務所長や小・中・高校長らが送付したものが解放新聞に掲載されましたが、これも部会報告で指摘する「行政の主体性の欠如」のあらわれです。交渉や申し入れに、運動団体の威圧的な態度、激しい確認・糾弾や暴力行為、脅迫を受けるのではないかという不安や恐怖、これまでの経緯等から、応じざるを得なかったのだと考えています。

議長「要請書」については、6教育事務所が「差別」と見解を表明し、その「見解」文書が解放新聞に掲載されました。他にも送付した多数の小・中・高校の校長・教頭名が紹介されました。吉岡教育長の「男子の本懐」発言や戸田一郎県議が2月県議会質疑を印刷した封書を送付した件についても同様に、各地区の校長会などからも抗議文が寄せられました。

なぜ校長会等が抗議文や見解を出すのでしょうか？

この議長「要請書」とは別の事件ですが、抗議文や要請文を校長会が出す、出さざるを得なくなった、その様子がよく分かる報告書があります。題名は「広島県立高等学校長の自殺について」で、平成11年4月に県教委が作成しています。自殺した学校長というのは県立世羅高校の石川敏浩校長のことで、県教委が、校長の自殺に至る経緯や背景・要因について調べまとめたものです。これに筆者が収集した情報を合わせて、お伝えします。

平成10年5月に文部省から是正指導を受けた後、初めて迎える平成10年度卒業式に向けて県教委は、卒業式において国旗及び国歌の取扱いを学習指導要領に基づいて適正に行うよう通達を発し（12月17日付）、学校長会議で校長を指導しました。

この通達に解放同盟は反発します。翌11年1月22日に県連執行委員会を開催し、卒業式での君が代の実施には断固反対するとの方針を決定し、阻止闘争を展開していくのです。解放同盟は県校長協会の各支部や個々の学校に対し「話し合い」の場を持つよう「申し入れ」を行い、解放同盟の市協・支部に「話し合い」に来ること、県教委に抗議すること、君が代を強制しないという「確認書に署名」すること等要求します。国歌を斉唱するというならば、これまでの差別事件の総括作業を全てやり直しにすると言われた学校もありました。

福山地区校長会は解放同盟東部協から「同和地区生徒の保護者代表との話し合い」を持つよう「申し入れ」を受け、2月11日、福山市解放会館で「話し合い」を行っています。「話し合い」「保護者代表」

というのは名ばかりで、会には小森龍邦解放同盟県連顧問ほか、広高教組等、約100名がいました。こうやって介入が行われるのです。

小森氏らから

「卒業式での君が代の実施は同和教育と矛盾する」

それに対して校長会は、

「公教育に携わる者として法令に基づいてやる必要があると考えている」

と学習指導要領に基づいて国旗・国歌を実施すると答えましたが、厳しい口調での質問が繰り返されました。

さらに解放同盟東部協から、次の2項目を入れた「要望書」を校長会から県教委に対して出すよう強い要求を受けます。

- ①「身分差別につながる君が代の歌詞は同和教育と矛盾するので、その整合性について示せ」
 - ②「県教委に対し、解放同盟等の関係者と協議を行うことと、現場が混乱しないよう配慮をすること」
- 交渉は午後2時から約3時間に及びました。

東部協「要望書を書け」

校長会「検討させて欲しい」

東部協「今ここで書け」

解放同盟の強い要求に抗しきれず、その場で県教委への「要望書」を書かざるを得なくなりました。校長会で要望書文案を作成しましたが、その文案にも厳しい注文をつけ、2つの項目を入れなければならなくなりました。その要望書が県教委へ提出されました。

石川校長が所属する尾三地区校長会も解放同盟南部協からの「申し入れ」を受けて、2月13日、三原市隣保館で「話し合い」がもたれました。

解放同盟側は県連書記長、執行委員をはじめとする解放同盟員や高教組尾道地区支部・竹原地区支部の分会会長ら100名が参加。尾三地区校長会は解放同盟から、県教委に要望書を書くよう要求されます。

解放同盟「県教委・岸元（県公立高校長協会会長）に抗議文を出せ」

校長会「それは出来ない」

しかし最終的には、「『君が代』の歌詞と同和教育の整合性についての説明」を県教委がするよう、校

長会から「要望書」を出させたのです。校長会が示した文案に、解放同盟から、「国歌」を「君が代」に、「君が代の歌詞」を「身分差別につながる君が代の歌詞」、「関係団体と話し合いをするよう要望する」という文言を付加するよう求められ、ほぼ解放同盟の主張通りの文面になります。

「通達を実施して行くにあたっては、『2・28見解』の中にも示されているように、身分差別にもつながるおそれもある『君が代』の歌詞と尾三地区の各校で取り組んできた同和教育との整合性に苦慮しています。このことについて県教育委員会としての考え方を示していただくと共に、関係団体と協議を行っていただくよう要望します」

これが校長会の「要望書」として、県教委に提出されました。

石川校長が副会長を務める尾三地区校長会の20名はこの後、別の会場に移動し、次のことを確認しています。「今日のことは、3月1日に国歌斉唱を実施するための一過程として受け止める」

要望書の提出に際しては、「その内容が実施の障害になるような文書にしない」

追い詰められ書かざるを得なくなった「要望書」は、校長会の本意では決してないことを表明しています。

これが「話し合い」の実態なのです。

なぜ校長会等が抗議文や見解を出すのか。

出さざるを得なくさせられた状況をご理解いただけましたか。

各地区の校長会などに「話し合い」「申し入れ」によって「要望書」を出させ、「『君が代』の歌詞と同和教育の整合性」についての説明をせざるを得なくさせる、県教委の「包囲網」もこうして作られるのです。

「話し合い」というのはいうまでもなく名ばかりです。それに加えて「これまでの差別事件の総括作業を全てやり直しにする」というのはあからさまな恫喝です。数を頼んで「要望書」を書かせるやり方は威圧でしかなく、あってはならないことです。

さらに「これまでの差別事件の総括作業を全てやり直しにする」ということは、「人類普遍普遍の原理である同和教育の解決」「総括」が、あろうことか、解放同盟の意向によってどうにでもなるという、真相・本質を暴露したということです。

「要望書」「見解」は解放同盟の威圧的な態度・状況の中で要求され、その態度に押し切られて作成・提出されているのです。主体をもって取り組む余地はありません。「主体性を欠如させられた」というの

が正しい見方でしょう。これが実情です。

さて、議長「要請書」や吉岡発言、戸田県議への、抗議文や見解が、教育事務所長や各地区の校長会、小・中・高校長らから送付されましたが、これらも先ほど紹介したのと同じ状況の中で行われています。

6教育事務所が木山「要請書」は差別だと表明した見解が解放新聞に掲載されましたが、どれも内容、文言は似通っています。その中から一つだけ、福山教育事務所のを紹介します。どんな文言が加えさせられたか、さがしてみてください。

以下、「解放新聞744号（昭和60年7月31日）」より抜粋

1. 教育の荒廃の元凶が部落解放同盟の不当介入であるということは、社会意識としての差別観念を助長するものであります。
2. 部落解放同盟が類型別選抜制度等を潰す目的で校長に交渉、糾弾したとありますがこの事実はありません。
3. 人類普遍の原理である同和問題の解決は行政の責務であるにもかかわらず要請文は恩恵的、慈恵的発想で書かれている。
4. 同和行政予算を議長の恣意によって見直すということは行政責任を回避することであり間違いであります。
5. 自主的な研究団体である広同教・高同教の予算の見直しはこれまで積み上げられた研究実績を否定するものであります。

以上のことから要請文は差別文書であり同和教育の推進を阻害するものであります。

前回と今回で紹介した部会報告は、「確認・糾弾」が「行政の主体性を欠如」「自由な意見の交換を阻害」する、「同和問題の解決にとって著しい阻害要因」であると指摘しています。

しかし解放同盟はこの部会報告書に反発します。そして「部会報告批判の意見書を、市町村行政、各会代表などから政府関係先に送る活動を強化」する行動をとることを、11月5日、第4回県連執行委員会で決定し、取り組んでいくのです。こうして今度は校長会などに行った「申し入れ」「話し合い」を市町村行政に対して行い、部会報告を批判する「意見書」を送付させていただきます。